令和８年　　第５回

田 村 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

田 村 市 農 業 委 員 会

議　　事　　録

１．開催日時　　令和８年５月１９日（火）　午後１時３０分

２．開催場所　　田村市役所　多目的ホール

３．出席委員　　田村市農業委員１９名のうち１７名
田村市農地利用最適化推進委員２０名のうち１７名

１番 遠藤良一委員	２番 吉田典良委員	３番 荻野右近委員	４番 田村 茂 委員
５番 松本文子委員	６番 吉田篤也委員	８番 渡邉 元 委員	９番 和田春信委員
１０番 栁沼政一委員	１１番 鹿又良司委員	１３番 菊地幸広委員	１４番 箭内正彦委員
１５番 宗像昭一委員	１６番 吉田清吉委員	１７番 小池あおい委員	１８番 渡邊慶幸委員
１９番 佐藤伸夫委員			

①番 遠藤義一委員	②番 會田成美委員	③番 二瓶賢一委員	④番 半谷隆一委員
⑤番 佐藤太巳治委員	⑧番 矢吹 勇 委員	⑨番 石井伝一委員	⑩番 郡司英道委員
⑪番 渡邊辰治委員	⑫番 佐久間耕栄委員	⑭番 伊藤博之委員	⑮番 松崎好克委員
⑯番 伊藤智広委員	⑰番 佐藤徳一委員	⑱番 吉田辰男委員	⑲番 堀越広美委員
⑳番 橋本仁宏委員			

４．欠席委員

７番 白岩良一委員	１２番 土屋福一委員	⑥番 吉田勝行委員
⑦番 菅野美喜委員	⑬番 箭内倉貴委員	

５．農業委員会事務局職員

局長	月　井　正　城
総務係長	佐　藤　兵　庫
副主査	會　田　賢　治

６．書　　記

副主査	會　田　賢　治

７．議事録署名人

８番　　渡　邉　　元　　委員
９番　　和　田　春　信　委員

８．会議の経過概要　　（開会 午後１時３０分）

9．提出案件

議案第１号　　農地法第３条の規定に基づく許可申請について

議案第２号　　農地法第４条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第３号　　田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

議案第４号　　福島復興再生特別措置法の規定に基づく新集積計画（案）に対する意見決定について

議案第５号　　現況確認証明について

事務局	皆さま、本日は何かとお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。私ごとですが、総会に先立ち、本年４月の人事異動により農業委員会事務局長を拝命いたしました、月井正城と申しますのでよろしくお願いいいたします。 ～新任あいさつ～ それでは、ただいまより令和８年第５回田村市農業委員会総会を開会いたします。会議に先立ちまして会長よりご挨拶を申し上げます。
会　長	（会長あいさつ）
事務局	それでは、田村市農業委員会会議規則第６条の規定により、会長に議長をお願いいたします。
議　長	始めに、田村市農業委員会会議規則第４条による届出のあった欠席委員の報告を求めます。
事務局	「議長、事務局」 本日、都合により欠席の届出がございましたのが、７番　白岩 良一農業委員、１２番 土屋 福一農業委員であります。
議　長	事務局から報告がありましたとおり、本日は定数１９名に対し、１７名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項に規定する過半数に達しており本総会は成立しております。 それでは、ただ今より令和８年田村市農業委員会第５回総会を開会いたします。 また、本日は農地利用最適化推進委員、１７名の方々にご出席いただいております。 次に、議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認め、 ８番 渡邉 元委員、９番 和田 春信委員を指名いたします。 ただいまから議案審議に入ります。本日の議案は、 議案第１号　農地法第３条の規定に基づく許可申請について　１１件 議案第２号　農地法第５条の規定に基づく許可申請について（市許可分）　３件 議案第３号　田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について　１件 議案第４号　福島復興再生特別措置法の規定に基づく新集積計画（案）に対する意見決定について　６件 議案第５号　現況確認証明について　１件

	以上、２２件であります。 よろしくご審議賜りますようお願いいたします。 次に、本日の会議の進め方について申し上げます。 ご発言をいただく際は、その都度、挙手により議長の指名を受けてからお願いいたします。 それでは、議事に入らせていただきます。 「議案第１号　農地法第３条の規定に基づく許可申請について」を議題といたします。 整理番号１番から１１番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議　長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項について、あらかじめ担当区域の委員の方に調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。 それでは、整理番号１番から２番について、 ３番 荻野 右近 委員、ご報告をお願いいたします。
３　番 委　員	荻野 右近　委員　報告 ３番右近です。整理番号１～２番についてご報告します。整理番号１番につきましては、5月１５日の午後に、代理人である石井行政書士、半谷隆一推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請地は基盤整備に係る農地でありましたが、現地も確認をしましたところ、何ら問題ないことを確認してまいりました。整理番号２番につきましては、譲渡人の亡くなった父親が負債を抱えており、息子である譲渡人が清算のため、対価として申請地を贈与にて譲受人へ譲ることでの今回の申請でありました。現地も確認をしましたところ、問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。次に整理番号３番について、 ４番 田村 茂 委員、ご報告をお願いいたします。
４　番 委　員	田村 茂 委員　報告 ４番田村です。整理番号３番についてご報告します。5月１３日の午前に、設定人、佐藤太巳治推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、被設定人の法人は市外に拠点がある法人のため、管理等は設定人がしてゆくとのことでした。現地も確認をしましたところ、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。

議　長	ありがとうございました。次に整理番号４番から５番について、 ６番 吉田 篤也 委員、ご報告をお願いいたします。
６　番 委　員	吉田 篤也 委員　報告 ６番吉田です。整理番号４～５番についてご報告します。整理番号４番につきましては、５月１４日の午前に、譲受人、菅野美喜推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人は市外にお住まいであり、申請地の管理は親戚である譲受人へ任せていたとのことでした。譲渡人もご高齢であり田村市へ帰省することも減ってくるため、譲受人へ所有権の移転をするための今回の申請でありました。現地も確認をしましたところ、何ら問題ないことを確認してまいりました。整理番号５番につきましては、５月１４日の午前に、代理人である石井行政書士、菅野美喜推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人は市外にお住まいであり、売買にて譲受人へ譲るための申請でありました。現地も確認をしましたところ、申請地は譲受人宅と譲渡人宅の間にあり、周囲に譲受人所有の農地もあるため、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。次に整理番号６番から８番について、 ９番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。
９　番 委　員	和田 春信 委員　報告 ９番和田です。整理番号６～８番についてご報告します。整理番号６～８番につきましては、譲受人が同一のため、一括でご報告させていただきます。５月１４日の午後に、代理人である大竹行政書士、菅野美喜推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、全４筆は隣り合う農地であり、譲受人は今回、新規就農のため土地を取得されますが、農機具に関しましては、ご実家にある農機具を使用されるとのことでしたので、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。次に整理番号９番について、 １０番 栁沼 政一 委員、ご報告をお願いいたします。
１０番 委　員	栁沼 政一 委員　報告 １０番栁沼です。整理番号９番についてご報告します。５月１６日の午前に、代理人である大山直哉事務所のご担当者、佐久間耕栄推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲受人は新規就農という形で、所属会社に隣接した本申請地を取得し、今後は、稲作など規模を拡大してゆきたいとのことでした。申請内容等につきましても間違いがなく、何ら問題ないことを確認してま

	いりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。次に整理番号１０番について、 １１番 鹿又 良司 委員、ご報告をお願いいたします。
１１番 委　員	鹿又 良司 委員　報告 １１番鹿又です。整理番号１０番についてご報告します。５月１４日の午前に、譲渡人、譲受人のお母様、箭内倉貴推進委員と４名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人のお父様と譲受人のおじい様が口約束にて交換をされておりましたが、登記が行われておりませんでしたので今回、正式に登記を行うための申請でありました。申請地につきましても、長年、譲受人が作付けをされており現在も管理されておりますので、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。次に整理番号１１番について、 ⑭番 伊藤 博之 推進委員、ご報告をお願いいたします。
⑭　番 委　員	伊藤 博之 委員　報告 ⑭番伊藤です。整理番号１１番についてご報告します。５月１５日に、関係者、代理人である桑原行政書士の立ち合いのもと、現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲受人所有の農地の間にある農地のため、所有権の移転を行い、正式に登記をするための申請でありました。現地につきましても、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第１号　農地法第３条の規定に基づく許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。以上をもちまして議案第１号は終了いたします。

	次に「議案第２号　農地法第５条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題といたします。 整理番号１番から３番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議　長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。 それでは、整理番号１番について、 ５番 松本 文子 委員、ご報告をお願いいたします。
５　番 委　員	松本 文子 委員　報告 ５番松本です。整理番号１番についてご報告します。５月１４日の午前に、被設定人の代理のご担当者、吉田勝行推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、申請地に隣接した駐車場がありますが、面積が足りないため、駐車場として転用するための申請でありました。周囲に迷惑をかけずに工事を行うとのことでした。申請地につきましても耕作はされておりませんので、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。次に整理番号２番について、 ⑧番 矢吹 勇　委員、ご報告をお願いいたします。
⑧　番 委　員	矢吹 勇　委員　報告 ⑧番矢吹です。整理番号２番についてご報告します。５月１５日に、代理人である山名行政書士、白岩良一委員と３名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、耕作もされておらず、周辺の農地への影響もないことから、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。次に整理番号３番について、 ９番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。
９　番 委　員	和田 春信 委員　報告 ９番和田です。整理番号３番についてご報告します。５月１４日の午後に、代理人である大竹行政書士、渡邊辰治推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、西側に農地はありますが、土盛り等を行い、雨水等の対策をするとのことでしたので、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりま

	した。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第２号　農地法第５条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」は、原案のとおり許可することに決定いたします。以上をもちまして議案第２号は終了いたします。 次に「議案第３号　田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題といたします。事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議　長	以上で事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第３号　田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」は、原案のとおり「異議なし」と意見決定いたします。 以上をもちまして議案第３号は終了いたします。
議　長	次に、「議案第４号　福島復興再生特別措置法の規定に基づく新集積計画（案）に対する意見決定について」を議題といたします。事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議　長	以上で事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。

	（質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第４号　福島復興再生特別措置法の規定に基づく新集積計画（案）に対する意見決定について」は、原案のとおり「異議なし」と意見決定いたします。 以上をもちまして議案第４号は終了いたします。 次に、「議案第５号　現況確認証明について」を議題といたします。事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議　長	以上で事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第５号　現況確認証明について」は、原案のとおり決定いたします。 以上をもちまして議案第５号は終了いたします。 これで、本日の議事は全て終了いたしました。 慎重審議を賜りありがとうございました。 これをもちまして、令和８年田村市農業委員会第５回総会を閉会といたします。 閉　会　（１４時１５分終了）

令和８年５月１９日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議　事　録　署　名　人

議　事　録　署　名　人